

2013年12月5日

## 第2回米軍機オスプレイの配備、飛行問題への申入れ交渉

＜外務省・防衛省＞

フォーラム平和・人権・環境  
非核市民宣言運動ヨコスカ  
第四次厚木基地爆音訴訟団  
全国基地爆音訴訟原告団連絡会  
神奈川平和運動センター

### I 【質問】

日本国内において、オスプレイを含む米軍機が、米軍基地、施設の外で、米軍が活動できるとする法的根拠を示すこと。

日米安保条約ならびに地位協定のどこに定めがあるか示すこと。

日米安保条約に根拠があるとするなら、日米安保条約のどの条文にその根拠があるとしているのか示すこと。

### I 【回答】

外務省 これまでも答弁しているが、日米安全保障条約が、わが国の平和と安全に寄与するため、米軍の駐留を認めているということは、飛行訓練を含めて軍隊としての機能に属する活動を行うことを前提にしていると理解している。条文にはないが、日米安保条約として、当然の解釈。

### II 【質問】

貴省は前回回答で「従来から、一般的に米軍が訓練を通じて米軍存在の維持をはかることは、即応態勢という軍隊の機能を維持することから、米軍のわが国への駐留を認めていくことは、すなわち米軍がこれらの機能の維持のために、飛行訓練を含めて軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことは認められていることである」と答えられたが、かく「認められていることである」とする「従来」とはいつからか期日を示すこと。

### II 【回答】

外務省 前回の説明したとおり、一般的に認められているということで、従来からとは従来からだ。

### III 【質問】

前回回答の「米軍が、…わが国の安全ならびに、極東の安全と平和の維持に寄与するために、…飛行訓練を含めて軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことは認められていることである」とする「軍隊としての機能に属する諸活動」とは何をさし、どのような基準・範囲なのか示すこと。

### Ⅲ 【回答】

防衛省 地位協定の解釈になり、防衛省の中でもいろいろと調整したが難しい。

外務省 訓練を通じてパイロットが技能の維持向上を図るということは、即応体制という軍隊の機能を維持する上で不可欠なもので、それは軍の軍としての活動ということで、一般的に認められていると考えている。

### Ⅳ 【質問】

前回回答の、「米軍のわが国への駐留を認めていくことは、すなわち米軍がこれらの機能の維持のために、飛行訓練を含めて軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことは認められていることである」とある。

「駐留」を認めることは、「諸活動」を認めることでもあるとするものの法理を示すこと。

### Ⅳ 【回答】

外務省 日米安全保障条約がわが国の安全及び極東の平和と安全に寄与するために、米軍の駐留を認めているということであるので、その米軍が目的を達成するための活動をすることは認められているもの。

### Ⅴ 【質問】

地位協定第5条2項は、「米軍施設及び区域の移動」のみを定めているが、同じ「施設及び区域」から出て、同じ「施設及び区域」に戻るの「移動」とはみとめられないが、この問題について見解を示すこと。

また、前回回答の「移動も訓練も米軍の認められた諸活動」と貴省が答えられた。「移動も訓練も米軍の認められた」行動なら、なぜ地位協定は、「移動」について触れ、「訓練」について触れていないのか示すこと。

### Ⅴ 【回答】

外務省 米軍の一定の活動というものが、「移動」なのか「訓練」なのか議論されているとは聞いているが、個別具体的な活動の態様で判断しなければと考えている。

### Ⅵ 【質問】

「米軍施設及び区域」以外の訓練のこれまでの事例を示すこと。

VI 【回答】

防衛省 米軍の運用にかかわる問題であって、細部については承知していない。米軍が自衛隊の訓練空域を使用する場合、それを管理している部隊が、航空交通の安全確保の観点から、空域使用のためのスケジュール調整は行っている。ただ、細部を知ることはない。

VII 【質問】

これら、「米軍施設及び区域」以外の訓練に、当該自治体の事前周知、了解の手続きはどのようなものか示すこと。

VII 【回答】

防衛省 米軍の訓練については基本的に承知していない。事前スケジュールは調整しているので、その結果については、自治体などから要請があった場合には協力させていただいている。

VIII 【質問】

オスプレイの飛行に関して、沖縄県が、合意違反とする 318 件の事例を示したが、国は「そのような事実は認められない」としたが、なにをもって合意違反の「事実は認められない」とするのか示すこと。

VIII 【回答】

防衛省 防衛省で保有している資料、沖縄県から提出された資料により検討したが、日米合同委員会に違反しているとの確証は得られなかった。沖縄県が昨年、2ヶ月間の間に 318 件の飛行合意違反があったと指摘したケースについての検証は、一部は、非常やむなく基準を守れなかったもので違反ではない、一部は、防衛省として事実を確認できなかったもので、違反が認められなかったとは事実が認められなかったという理解。

2013年12月5日

## 第2回米軍機オスプレイの配備、飛行問題への申入れ交渉

＜国土交通省＞

フォーラム平和・人権・環境  
非核市民宣言運動ヨコスカ  
第四次厚木基地爆音訴訟団  
全国基地爆音訴訟原告団連絡会  
神奈川平和運動センター

### I 【質問】

本年7月12日に、当方が行った申入れに答えて、貴省は「日米地位協定によって、米軍機については航空法の適用除外とされている。低空飛行訓練のみならず、米軍の飛行、運航にかかわる大部分が地位協定を根拠とする航空法の適用除外である」と答えられたが、地位協定のどの条文条項を根拠としているのか示すこと。

また、「日米地位協定の実施に伴う航空特例法」は、まさに「日米地位協定の実施に伴う」特例であるが、「日米地位協定」にあつて、米軍施設、区域以外の米軍の行動について何ら記述が無い。

つまり、「日米地位協定の実施に伴う航空特例法」は、法の名称として日米地位協定をうたっているものの、当の日米地位協定自身、航空特例法が扱う米軍の航法等について、なんら想定されていない。

「日米地位協定の実施に伴う航空特例法」は、日米地位協定の記述なき行動の「実施に伴う」としており、これは全く法理にかなっていない。日米地位協定の内実に無いものを航空法の特例とすることは本末転倒である。この点貴省の考えを示すこと。

### I 【回答】

質問1に関しては、外務省の対象であり、回答は差し控える。

### 【再質問】

空の安全については、国土交通省が責任を負っている。航空法の所管も国土交通省だ。外交上の問題でなく、内政課題であるこの問題に答えられないのはおかしい。

### 【回答】

回答なし。

II 【質問】

「地位協定の実施に伴う航空特例法」によっても、国内航空法が、米軍施設区域の外の米軍機訓練においても適用されるものは何か示すこと。

II 【回答】

航空特例法の第3項になっているが、そちら第6章の適用除外について書かれ、こちらは米軍が使用する航空に対しては適用除外になっており、区域の指定を限定しているものではない。

III 【質問】

「地位協定の実施に伴う航空特例法」は、政令で定めるものを除き航空法の第六章の規定を全面適用しないとしているが、航空法の適用される政令の内容を示されたい。

III 【回答】

適用されるのは航空法の96条から98条だ。航空交通の指示とかフライトプランの提出、それに対する国土交通大臣の承認などが含まれている。

IV 【質問】

「地位協定の実施に伴う航空特例法」は、同法第七十三条の三「安全阻害行為等の禁止等」、第八十条「飛行の禁止区域」、第八十三条「衝突予防等」など、安全航行に関する基本的な事項の適用除外を定めている。

これらの事項を除外することに対応して、安全航行について誰がどのように責任を負うのか見解を明らかにすること。

IV 【回答】

日米地位協定の実施に伴う航空特例法で、航空法の第6章全体が、適用除外になっていることで、米軍機の航行の安全性が確保されるのかという懸念について、国土交通省は、米軍機の航行について承知していないので答えられない。ただし、VFR=有視界飛行の米軍機自身の能力で、安全性は担保されているのではないかと。

V 【質問】

米軍に提供されている「トレーニングエリア」とは、どのような法的根拠により提供されているのか示すこと。この「エリア」は航空法上どのような位置づけにあるか示すこと。

**【口頭での質問】**

環境レビューで6つの米軍の飛行訓練ルートが明らかになった。この航空法上の位置づけを示すこと。

**V 【回答】**

米軍への提供という観点については、国土交通省が主管してないということでこちらからの答えは差し控えたい。航空法上の位置づけだが、このエリアについては航空法において定めはない。

環境レビューで示された米軍の飛行訓練ルートについて、外務省から国土交通省(航空局)は知らされたが、その運用上の情報はなんら承知していない。民間航空会社には、このようなルートがあると情報は流しているが、これらのルートについて国内航空法上の位置づけは何もない。また、6つのルート以外に提供されている「トレーニングエリア」についても国内航空法上の位置づけはない。